藤 枝 市 に 移 住 し た い 子 育 て フ ァ ミ リ ― 世 帯 を 応 援 し ま す !



子育てファミリー移住定住促進事業

子育てファミリー(18歳以下のいる世帯)が、藤枝市内で新築 住宅を購入した際の費用を

万円 を補助します!

■新築住宅取得事業

子育てファミリーが新築住宅を購入した際の費用を補助します。

補助率 2分の1

補助上限額 市外の子育てファミリー 50万円

市内の子育てファミリー 30万円



更に、三世代同居・近居に該当する場合、上限額に30万円(上限)を 加算します。

■新築住宅移転事業

市外の子育てファミリーが購入した新築住宅に引越した際の費用を 補助します。



補助率 2分の1

補助上限額 市外の子育てファミリー 50万円

新 築 住 宅 へ 住 所 を 異 動 す る 前 の 直 前 の 住 所 が 藤 枝 市 外 の 方 の み 対 象 と なります。



■問合せ先

藤枝市都市建設部住まい戦略課 〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号 054-631-5750 (直通) 話 FAX 0 5 4 - 6 4 3 - 3 2 8 0

E-mail sumai@city.fujieda.shizuoka.jp

補助金HP⇒



1 用語の解説

■子育てファミリー

申請日が属する年度の末日時点で満18歳以下の子ども(妊娠中を含みます。)及びその親からなる世帯をいいます。

■新築住宅

藤枝市内の人の居住の用に供したことのない一戸建て住宅やマンションの一戸のうち、建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないものをいいます。建設工事完了の日は、検査済証の発行日で判断します。なお、建売の新築住宅を購入した場合、不動産売買契約を建設工事完了の日から1年以内に締結している必要があります。

■新築住宅取得事業

新築住宅を建設または購入した子育てファミリーが、取得した新築住宅を住所とすること(住民票を異動すること)をいいます。

【補助対象経費】新築住宅の建築または購入に要した経費 新築工事請負契約または不動産売買契約の契約額を指します。

■新築住宅移転事業

新築住宅取得事業の対象となった新築住宅に、藤枝市外の住所から移転することを指します。新築住宅の直前の住所が藤枝市外であった人のみが対象です。

【補助対象経費】新築住宅への移転に要した経費

引越運送業者に支払った費用及び新築住宅への移転の際に使用したレンタカーの借上料を指します。ただし、エアコン等の家電製品の新調に要した費用や、不用品の処分費、レンタカーを使用した際の燃料費はこれに含まれません。

■三世代同居・近居加算

同居とは、取得した新築住宅で申請者本人または配偶者の父また母と同居することをいいます。近居とは、取得した新築住宅と申請者本人または配偶者の父または母の住宅が同一小学校区または直線距離でおおむね1km以内に所在することを指します。同居と近居のいずれかに該当する場合は、新築住宅取得事業の補助上限額に上限30万円を加算します。

2 補助金額(上限額)等

- ■補助率 補助対象経費の2分の1 (全事業共通)
- ■補助上限額
- ・新築住宅取得事業 市外の子育てファミリー 5 0 万円 市内の子育てファミリー 3 0 万円
- ·新築住宅移転事業 50万円

3 補助金交付申請期間

住民票の異動の後、住民票の異動日から1年を経過した日が属する月の末日まで (例 令和6年4月15日に住民票を異動した場合 令和7年4月30日まで) ただし、来年度以降の補助金事業の実施を保証するものではありません。

4 その他 (注意事項等)

- ・補助対象経費のうち、市の実施する他の補助金の補助対象となっている経費は補助対象に含めることはできません。ただし、浄化槽や蓄電池などの住宅の一部の設備に係る補助金の交付を受けている場合は、これに該当しません。
- ・予算の上限に達した場合、年度の途中であっても補助金交付申請の受付を終了す ることがあります。
- ・新築住宅を取得する際に、フラット35の融資を利用する場合、金利の引下げの対象となる場合があります。融資の本契約前にご相談ください。